

転校の手続きについて（お知らせ）

市外の学校に転校することが決まった場合は、以下のとおりの手続きが必要となります。具体的な手続き方法は裏面をご覧ください。

また、ご不明な点は、遠慮なく担当者までご連絡をお願いします。

（手続きの流れ）

～ 引っ越し前 ～

1. 「転校届」に必要事項を記入後、最終登校日の5日前までに学校に提出してください。
 - ※ 「転校届」の用紙は学校にあります。
 - ※ 来校し記入される際は、新しい住所がわかるものをご用意ください。
 - ※ その他の手続きもありますので、できる限り早めに転校の意思をお知らせください。
 - ※ 転校に伴い、学校徴収金の精算を行います。詳細については、別途お知らせします。
2. 転校前の住所を管轄する区役所の市民課又は出張所（市民係）で転出の手続きを行ってください。
3. 最終登校日に本校から「在学証明書」及び「教科用図書給与証明書」を交付します。

～ 引っ越しが終わってから ～

4. 新しい住所を管轄する役所で転入の手続きを行ってください。役所から「転入する学校に提出する書類（名称は役所によって異なります。）」が交付されます。
5. 上記4で交付を受けた「転入する学校に提出する書類」と本校から交付を受けた「在学証明書」及び「教科用図書給与証明書」を転入する学校に提出し、転入学の手続きを行ってください。

※ 特別な理由により住民票の異動が困難な場合は、別途下記担当者にご相談ください。

福岡市立月隈小学校

担当：教頭

TEL：503-5321

転校の手続き ~福岡市外~



○ 福岡市外への転校の手続きについては以下の手順となります。

